

第 2 2 章 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第 1 節 目的

平成 21 年の消防法改正により、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなった。

第 2 節 設置申込の配慮事項

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は下記事項に留意し計画すること。

(解説)

- 1 法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結することから、水道連結型スプリンクラー設備は水道法の適用を受ける。
- 2 水道連結型スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については、消防設備士が責任を負うことから、指定工事事業者が消防設備士の下に行うこと。
- 3 消防設備士が配水管から分岐した給水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算を行うことから、設置地区の配水管最小動水圧等配水の状況および直結増圧用ポンプ設備設置の可否について情報を得ること。
- 4 指定工事事業者は設置者に、水道が断水もしくは水圧低下した場合等は水道連結型スプリンクラー設備の正常な効果が得られないことを十分説明し了解を得ること。
 - (1) 断水や水圧低下等により水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても局には責任はないこと。
 - (2) 水道連結型スプリンクラー設備が設置されている家屋や部屋を賃貸する場合は、上記(1)の条件を賃借人方に十分説明し了解を得ること。
 - (3) 水道連結型スプリンクラー設備の所有者を変更するときは上記(1)(2)を相手方に十分説明し了解を得ること。
- 5 水道連結型スプリンクラー設備の誤作動(火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等)について局は一切責任を負わないことを設置者に十分説明し了解を得ること。
- 6 凍結防止のための水抜き時にも水道連結型スプリンクラー設備が正常に作動するように設置すること。
- 7 水道連結型スプリンクラー設備の申請時に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書(様式第 57 号)を提出すること。

第 3 節 設計時の配慮事項

給水装置としての設計にあたっては、以下の事項に配慮すること。なお、消防法令に規定された事項は、消防設備士が責任を負い、所轄消防署に届け出ること。

- 2 水道連結型スプリンクラー設備の設計にあたっては、消防法に定められた必要放

水量を確保すること。

- 3 利用者に周知することをもって、他の給水用具を閉栓した状態での使用を想定できること。
- 4 水道連結型スプリンクラー設備は消防法適合品であるとともに、給水装置の構造および材質の基準に適合する構造であること。
- 5 停滞水および停滞空気の発生しない構造であること。
- 6 結露現象で周囲に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
- 7 消防署への届出書のコピーは、給水装置工事申込時に添付すること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備標準図

